



## 高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険には、1か月の介護サービスの利用者負担額の合計が一定の上限を超えたときに、超えた分を支給する制度(高額介護サービス費)があります。

この高額介護サービス費について、厚生労働省より全国的にシステムの設定に誤りがある旨の情報提供があり、本市においても確認したところ、システム上に同様の誤りがあり、指定難病に対する特定医療などを受けている一部の方について、高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。

### 1 算定誤りの内容

高額介護サービス費の支給額を算定する際に、公費負担医療対象者が訪問看護などの介護サービスを利用したときの自己負担額を含めずに計算していたため、支給額に不足が生じました。

### 2 追加支給対象

(1) 対象期間:令和2年8月から令和4年4月サービス利用分

(2) 対象者:75人

(3) 対象金額:366,461円

※現時点における概算のため、今後変動する可能性があります。

### 3 今後の対応

(1) 該当する方に対し、お詫びと追加支給についての御案内の通知を8月中に送付します。

(2) 算定誤りを解消するため、早急にシステム改修に着手するとともに、追加支給を行います。

(3) 高額医療合算介護サービス費など、関連する制度にも影響が及ぶ可能性があることから、調査を継続し、追加支給が必要となる場合は、対象となる方に別途お知らせします。

### 4 再発防止策

システム導入及び法改正等によるシステム改修に当たっては、仕様内容を十分に確認するとともに、検証作業によるチェック体制を強化することにより、再発防止に努めます。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市保健福祉部高齢者支援課

電話 04-7167-1135 / FAX 04-7167-1282